

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表 (1 / 3)

変 更 前	変 更 後	備 考
(なし)	<p>(電源機能等喪失時の体制の整備)</p> <p><u>第17条の2</u></p> <p><u>組織は、津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合（以下「電源機能等喪失時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に係る計画を策定する。</u></p> <p><u>(1)電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</u></p> <p><u>(2)電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練</u></p> <p><u>(3)電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な可搬式発電機、可搬式動力ポンプ、ホース及びその他資機材の配備</u></p> <p><u>2. 組織は、前項の計画に基づき、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</u></p> <p><u>3. 組織は、第1項及び第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p>	<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正（平成23年3月30日付）に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表 (2 / 3)

変更前	変更後	備考																												
<p>(非常用ディーゼル発電機その2) 第61条 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、非常用ディーゼル発電機は表61-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 非常用ディーゼル発電機が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、第66条で要求される非常用交流高圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機について表61-2に定める事項を確認する。 3. 当直長は、非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表61-3の措置を講じる。</p> <p>表61-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交流電源</td> <td>第66条で要求される非常用交流高圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>表61-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A. 要求される非常用ディーゼル発電機が動作不能の場合</td> <td>A1. 要求される非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 炉心変更を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉压力容器に接続している配管について原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	交流電源	第66条で要求される非常用交流高圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 要求される非常用ディーゼル発電機が動作不能の場合	A1. 要求される非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 炉心変更を中止する。	速やかに	及び A3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに	及び A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉压力容器に接続している配管について原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに	<p>(非常用ディーゼル発電機その2) 第61条 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、非常用ディーゼル発電機¹は表61-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 非常用ディーゼル発電機が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、第66条で要求される非常用交流高圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機について表61-2に定める事項を確認する。 3. 当直長は、非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表61-3の措置を講じる。 <u>1: 非常用ディーゼル発電機とは、A系、B系及び高圧炉心スプレイ系の非常用ディーゼル発電機をいう。</u></p> <p>表61-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交流電源</td> <td>第66条で要求される非常用交流高圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機を含め2台の非常用発電設備²が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2: 非常用発電設備とは、非常用ディーゼル発電機及び必要な電力供給が可能な非常用発電機をいう。なお、非常用発電機は、複数の号炉で共用することができる。</u></p> <p>(中略)</p> <p>表61-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. <u>運転上の制限を満足させる措置を開始する。</u> 及び A2. 炉心変更を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉压力容器に接続している配管について原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	交流電源	第66条で要求される非常用交流高圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機を含め2台の非常用発電設備 ² が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. <u>運転上の制限を満足させる措置を開始する。</u> 及び A2. 炉心変更を中止する。	速やかに	及び A3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに	及び A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉压力容器に接続している配管について原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに	<p>・原子力安全・保安院指示文書「非常用発電設備の保安規定上の取扱いについて(指示)」(平成23年4月9日付)の反映による変更。</p> <p>・原子力安全・保安院指示文書「非常用発電設備の保安規定上の取扱いについて(指示)」(平成23年4月9日付)の反映による変更。</p>
項目	運転上の制限																													
交流電源	第66条で要求される非常用交流高圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機が動作可能であること																													
条件	要求される措置	完了時間																												
A. 要求される非常用ディーゼル発電機が動作不能の場合	A1. 要求される非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 炉心変更を中止する。	速やかに																												
	及び A3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに																												
	及び A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉压力容器に接続している配管について原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに																												
	項目	運転上の制限																												
交流電源	第66条で要求される非常用交流高圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機を含め2台の非常用発電設備 ² が動作可能であること																													
条件	要求される措置	完了時間																												
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. <u>運転上の制限を満足させる措置を開始する。</u> 及び A2. 炉心変更を中止する。	速やかに																												
	及び A3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに																												
	及び A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉压力容器に接続している配管について原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに																												

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表 (3 / 3)

変 更 前	変 更 後	備 考
<p align="center">附 則</p> <p>附則 (平成 22 年 6 月 14 日 平成 22・05・26 原第 2 号) (施行期日)</p> <p>第 1 条 <u>この規定は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。</u></p>	<p align="center">附 則</p> <p>附則 (平成 年 月 日 平成 . . 原第 号) (施行期日)</p> <p>第 1 条 <u>この規定は、経済産業大臣の認可を受けた日の翌日から施行する。</u></p> <p>2 . <u>第 6 1 条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル発電機又は可搬式発電機を非常用発電設備とみなすことができる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附則第 1 条第 1 項に施行期日を規定 ・ 附則第 1 条第 2 項に保安規定第 6 1 条の経過措置を規定
<p>附則 (平成 22 年 1 月 22 日 平成 21・12・16 原第 8 号) (施行期日)</p> <p>第 1 条 <u>4 . 第 3 9 条の表 3 9 - 2 の 4 . 4 号炉については、認可後に電気事業法第 5 4 条第 1 項に基づき着手する 4 号炉の定期検査から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 附則 (平成 22 年 1 月 22 日 平成 21・12・16 原第 8 号) については、既に第 3 9 条表 3 9 2 が 4 号炉へ適用済なため削除